

人類の遺産と人権思想

— 哲学と科学、平等・自由、民主主義、国際交流・協力 —

Heritage of Humanity and Human Rights : Relations to Philosophy, Equality-Freedom, Democracy, International Exchanges and Cooperation

野口 英雄

NOGUCHI Hideo

キーワード：人類の遺産、人権、文化、価値、倫理、哲学・思想、哲学と科学、法律、民主主義政体、平等・自由、国際交流・協力、国際連合

概要：人類の遺産が世界的なプログラム・行動計画に、具体的かつ大規模に取り上げられるようになったのは戦後1945年である。例えば、国連憲章をうけて成立したユネスコ（国連教育科学文化機関）憲章には、人類の遺産が明記されている（参考文献30）。世界文化自然遺産条約（1972年）と世界無形遺産指定（2001年）は具体的なプログラムの代表である（参考文献28、注3）。人類の遺産は、一方では自己・集団の文化のため（内向）、他方では異文化理解と協力のため（外向・外交）である。この内向・外交が相まって、現代の精神文化を創る基盤を成している。この小研究は、17世紀から20世紀の初頭までの哲学書などの中に、その思想的基盤を確認する。

I. 研究の目的と背景

私は先に、人類の遺産は普遍的人権の一部を成すと言明した（注1、参考文献21&22）。21世紀初頭の今日では、普遍的で包括的な人権の実現にむけて、全ての国家と人類が努力し責務を果たすべきことは、国連憲章と人権宣言（1948年）と規約・条約（参考文献23&30-1）などに具体的に明記されているところから、至極当然であると前提しがちである。ことに1946年に発布された日本国憲法は（参考文献23-3、P35-43）、これらの精神を踏まえているので、人権の実現は世界と人類が享受しているかの錯覚を覚えがちでもある。この一般傾向とは逆に、以下3つの世界的な事象が内包する問題があり、その問題の中にひそむさらなる可能性をも認識している。

（1-1）世界人口62億人の80%以上と200か国の3分の2以上は、非民主主義政体のもとで貧困な生活をしている事実がある（参考文献30-3）。さらに、2050年には世界人口が92億人に達するとの国連予測がある（参考文献30-2）。この人口増はとくに貧困な社会で進んでいる。限りのある地球環境と資源・エネルギーをもってこの人口増を支え、さらに次世代によりよい遺産を継承すべきことは私たち現代の人類が協力して果たすべき責務である（注1再録）。もちろん、資源・エネルギーの産出と消費関係に南北のアンバランス、格差のあることを忘れてはならない。この格差是正にも努力すべきである。

(1-2) それに関連して、公教育と民生のさらなる発展が期待されている。その発展と持続をより確実にする民主主義政体の育成もすでに国連の行動計画に明示され、国際協力の主目的でもある(参考文献23-B&30-3)。

(1-3) 1945年以來の国連を中心とする世界的な組織が提示している課題は、第一に世界平和の構築・維持、第二に社会と個人の包括的な発展である(参考文献30-3)。民主主義の原則にたつ国連総会(立法権)は、経済社会理事会UN-ECOSOCと安全保障理事会UN-SCと国際司法裁判所UN-ICJを付設し、執行部UN-Secretariat(事務総長UN-SGと執行権)をもつ。国連の専門機関を含む全国連機構は、国際的な事項を調整し計画しながら、内政不干渉の原則に立ちながらも、内政にかかわる多くの事項について継続的に支援し、改善を勧告する。勧告の根幹となるのは、国連憲章ことに包括的な人権と民生である。世界の恒常的な平和はその基本条件でありかつ結果である。

次に言及すべき世界的な状況認識がある。

(2-1) 国連と調整しながらも、世界の5大陸をカバーする複数国家の地域連合体の実効力、あるいはより少数の国家間協力が極めて重要である。1991年ソ同盟崩壊の結果として、米国の一極主義の弊害も、この地域連合体が補完しようとする。その上、国家間の公的な協力を補完するNGOの力と、世界世論の力がある。その主な行動領域は、人道人権、平和維持と安全保障、経済・社会・文化交流と協力である。

(2-2) 1980年代から加速した通信情報のIT革命によって、世界は日常的に結ばれている。例えば、21世紀初頭には世界人口の2~3%はインターネットに直接アクセスしている(参照:UNESCO-CII報告2001)。同時に、情報格差の拡大と、あるいは非民主主義国、専制国家の多くで観察されるように、国家による情報制限と操作のもとに、民衆は喘いでいるが、当該国の民衆はその事実をも知らされないでいる。この機会と参加の格差は政治・経済格差に加えて、政治的参加の格差にも比例している。

この小研究の目的は、人類の遺産の思想的・文化的根拠と背景を確認することである。この根拠はまた、具体的な社会・政治・文化現象の面から求められるべきでもある。この主目的のために、17世紀から20世紀の初頭までの主に西欧の哲学書など一部の中に(注2)、その思想的基盤を確認するのみである。

II. 人類の遺産の思想・文化的基盤

人類の遺産の保護と振興は、すでに20世紀後半以來の世界的な重要事項であり行動計画の一つでもある。その行動主体は世界の国々と国民であり、国連・ユネスコ、国家の地域連合、NGOなどである。人類の遺産はすでに定義したように(注3、参考文献22)、遺跡、建造物、都市、造形芸術、記念物、文化的環境など有形遺産と、知的創造:哲学や思想、文学、演出芸術、芸能、信仰、言語、伝承、伝統など無形遺産を含む。世界文化自然遺産は1972年のユネスコ条約に基づく有形遺産の一例である。また世界無形遺産指定(2001年ユネスコ第31回総会決議)は、過去半世紀にわたって強く支持されてきた、世界の多様な無形遺産を世界が一同に認知し指定していく努力の目覚ましい一例である。

私に課せられた当面の課題は、上述の状況を踏まえて、世界的に重要な当面の行動計画を、「人類の遺産」の観点から再定義しあるいは把握し直し、遺産の役割を再定義することである。言い換えると、行動計画と遺産の相補・相互関係を明示できることを想定する

ことによって、遺産とその役割を再定義する。

そのためにまず、行動計画と遺産の双方は、それぞれ達成すべき目的を明示していると想定する。双方の目的を文化の面での、社会の発展と国際協調、そして広義の世界安全保障であると想定することを作業仮説にする。安全保障の最有力領域は人間精神にあり相互信頼にあると、当面仮定しておく。人類の知的創造は、**時間という人類の確認した宝**、すなわち歴史の過程に確認しなければならないと言明しておく。

ここで、人類の遺産を確立し確認する過程は、人権の思想を確立し確認する過程でもあったと仮定する。

従ってこの小研究の目的は、17・18・19世紀に出版された主に仏・英・独・米国の哲学書の若干を参照して、それらが今日（21世紀初頭まで）の人権思想と法文に反映されているかを整理することである（注1再録）。これら先人の知的成果が**人権思想**について、ことに基本的人権あるいは普遍的な人権と通称されている内容の重要な概念、すなわち平等と自由、権利、個性などをどのように**定義**したか。その**実現を保障**しようと提唱したか。また、彼ら思想家と同時代の人びとはどう行動してきたかを論及する。20世紀の初頭には、**相対的な時間**と存在論の問題が人権思想に加わる。法文については、国連関連の憲章、宣言、条約、規約、それに日本国憲法を参照する（参考文献23&30-1）。

人類の遺産の思想・文化的基盤は、主にユネスコ総会の議題と決議と国際条約（これらを**国際法上の道具**と呼ぶ）、それらを専門的に支え先導した国際NGO（注5）の勧告と政府代表などの発言から、次ぎの5点にあると私は理解する。またこれらは、その表現からも、具体的な政治・政策目標であると同時に、理想主義の表明でもある。

- (1) その経緯には、戦争や武力紛争に伴う大量殺戮と有形文化遺産破壊、大規模開発ことに急速で利便のみを重視する近代的都市開発による破壊、そして組織的盗難があり、それに対抗しようとする国際的な共通認識がある。そしてこれらの破壊と現象が地球的規模で進行しており、またその対抗措置は、国のレベルをはるかに超えて国際交流・協力を必要とすることの確認がある。この点は、1956年から2001年までに、文化遺産保護の領域で採択された11件の国際勧告と、4件の国際条約に表明されている。
- (2) 人類の歴史と時間性・空間性を生活環境の中に具体的に継承し、あるいは連続性を付与し、文化・文明の見直しから、現代と未来のそれを模索する。都市・農村・環境に調和を再生する希求がある。
- (3) 相互理解、相互尊重・尊敬レスペクト、国際協力、人類愛を希求する。その主体と客体の中に、国家が保護すべき文化集団と個人が含まれる。そこに、この国際法上の道具を創設する人びとの精神的自己投入と、人類への拡大が思念されている。
- (4) 普遍的人権、その国内での実現とシステムティックなモニタリングなどのレベルでの、具体的政策を推奨する。この具体的政策の基盤が、国際法上の道具によって与えられる。又、国内と世界で具体的に市民と公的機関と共同して活動する基盤ともなる。
- (5) 文化遺産が法治国家と社会の建設と運営の一環を担う。それは社会的な生活全般、倫理、思想、教育、学術、哲学、存在学（特に個人、人間、人類、文化集団に関わる）との相互反映である。このレベルで、文化と遺産が精神と物的両面で、具体的に世界平和と安全保障に貢献する（参考文献21&22；ソルボンヌ大学出版2002、p1-15：総合議長野口）。

Ⅲ．17世紀から20世紀初頭にかけての著作

ここに、17世紀から20世紀初頭にかけての思想・哲学・科学の領域で公刊された欧米と日本の著作の一部を簡単に列記する。今後のさらなる研究に用いるために。

古代ギリシャ・ローマ以来の伝統に見られるように（参考文献24）、西欧の学問は哲学から始まり、現代でもその伝統を踏まえている。そこには、哲学の必然として、自然科学や実用の学としての工学・農学・医学などの部分学問と、その根幹をなす人間の学、存在論との関係が常に吟味される傾向がある。倫理Ethicsは、どの学問分野でもどの段階に於いても常に考慮されるべきだと考えられている（参考文献26&27）。またこのこと自体は、西欧以外、東洋・太平洋やアフリカ、アラブ、中南米の文化の伝統でもある。その現れ方は違うけれども、との主張に私は賛成する。しかし西欧以外についてはここでは触れないで今後の課題にする。

むしろ、この小論の限られた枠内で、人間の学としての学問の、ことに哲学の中に、形而上学あるいは第一哲学といわれる絶対的抽象の学が存在することに注意しておく。

しかし、私たちが樹立しようとする文化の学は、いまだ明解ではない。これが今後の課題である。

Ⅲ-1. 日本人の傑作

この小研究の目的に添って、4点の傑作出版物を列記する。

1. **人権宣言集** 高木八尺他編（参考文献2）は、44点の人権宣言と憲法を掲載し、研究者と一般の参照に便利な労作である。

マグナ・カルタ：市民憲章（1215、1225年）を初めとする英国、米国（1776～1920年）、フランス（1789～1946年）、ドイツ（1849～1949年）、イタリア（1947年）、ソ同盟（1917～1936年）とユーゴスラヴィア、ポーランド、ルーマニア、ヴィエトナム（1945年）、中華民国（1947年）と中華人民共和国（1945年）、インド（1949年）、日本（1880、1889、1946年）、世界人権宣言（1948年）の計44点の人権宣言と憲法を列記している。

マグナ・カルタ（1215、1225年）は、国王の封を受ける貴族バロンと都市商人の権利と自由の拡大を明文化した。その意味で封建制度を温存するものであった。しかし、**コーク**、**エドゥアード Edward COKE**（1552～1634年）は司法官、政治家で、その著書：*Institutes of the Laws of England 1622&1644*によって、**マグナ・カルタ**（1215、1225年、63条から成る）に近代的な自由と人権の根拠を付与した。第39条は、人身の安全を保障し、後にこの憲章はアメリカがイギリスに対して独立を主張する理論的基礎になった（**人権宣言集** p35-36）。国王に対する権利請願（1628年）は、**ピューリタン革命**（1649年）と**名誉革命**（1688年）、後続の**人身保護法**（1679年）、**権利章典**（1689年）、**奴隷廃止法**（1833年）、さらに**人民代表法**による女性の選挙権（1918年）、性別による欠格の排除法（1919年）に継承された。（**人権宣言集** p56-105）。

ここには必ずしも人類の遺産は現れない。しかし人権尊重の具現としての思想と行動の自由、知的財産の保護が明示される道程の上で、後続の人類の遺産との関連付けで、私が参照する理由である。

2. **フランス・ルネサンスの人々** 渡辺一夫著（参考文献17B）

ドイツ宗教改革者**マルチン・ルター**（1483～1546）は1517年に、**ヴィテンベルク**の教会門扉に95条提題を掲げて宗教改革が開始された。カトリック教会の腐敗を弾劾し、神と聖

書に直接向き合う福音主義を唱え、福音協会を設立した。しかし、1521年には教皇の破門書を受け取る羽目になった。

フランスとスイスに福音主義教会を設立したカルヴァン（1535年ごろ）の場合は、さらに過激でありかつ熾烈な迫害を受けた（フランス・ルネサンスの人々 p224-284）。しかし、1537年になるとローマ教皇（パウルスⅢ）は「ヨーロッパ・キリスト教徒以外の土着民も人間である」との公布をおこなった。コロンブスの第二回アメリカ渡航などによって、世界の多様な人々の存在を認識したからであろう（フランス・ルネサンスの人々 p 9）。また、ヨーロッパの宗教改革と新しい思想の芽生えの影響もあった。

3. 後世への最大遺物 1894とデンマーク国の話 — 信仰と樹木とによって国を救いし話 1911 内村鑑三著（参考文献29）

この出版物は2つの講演集で、第1論文は日清戦争の始まった年に、第2は日露戦争の翌年に公表された。前者によって、1700年ごろのヨーロッパ思想家たちジョン・ロック、ルソー、モンテスキュー、ミラボーそしてフランス革命（1789年）とアメリカ独立宣言（1776年）に言及し、後世に継承すべきは創造的思想の所産であることを力説する（同書 p39）。イエスキリストの教説による新約聖書も、ユダヤ教徒であった彼のユダヤ教改革、全人類を救済しようとする書であったことを示唆している。また第2論文は、1864年にドイツ・オーストリアの攻撃によって敗戦国となった小国デンマークが、強固な国民精神の確認と植林を興国の計画として実行したことを例にとり、民衆の教育と全土の植林を後世への遺産とする訴えである。当時の思想弾圧下にあった著者が、このような主張を公刊した勇気を称える（解説p103-111）。この行為自体が遺産である。

4. 文化遺産の保存と国際協力 高野靖著 1995（参考文献28）

戦後世界の文化の再構築は、国ごと民族あるいは文化集団ごとに、新しい様相を提示した。かつ、アフリカ、アジア・太平洋、アラブ、ヨーロッパ、北アメリカ、中南米の政治地理的5ないし6大陸に分かれて、それぞれの政治・経済の収斂を模索してきてもいる。そこに、文化の吸引力を見抜くことも出来よう。しかし、宗教（キリスト教）と社会思想的均質のために、そして比較的等質の経済、文化の発展段階のために、そのような文化の吸引力はヨーロッパと北アメリカに於いて最も強い。欧州会議ECまたはCOE（Council of Europe）と欧州共同体EC（European Community）の組織と活動に見られるように、他の大陸と比べて強く結束し活動をしている。

法律家である著者は、40年に及ぶ文化の分野で外交専門家、研究教育者としての経験を、ユネスコと日本国内で半々にし、その経験を駆使してこの著書を公刊した。文化と文化遺産の活動領域を、ユネスコを通じて世界レベルで、そしてヨーロッパ、アジア・太平洋地域でさらに詳細に論述する。国際法上の道具としての条約と勧告などの条文に明記された理念と概念と政策を、具体的に拾うことによって年代とともに明解に記録し、分析する。戦後の世界の文化遺産と国際協力の記念碑であり資料である。

Ⅲ - 2. 欧米の人権思想の業績

上記人権宣言集に関連して、17-18世紀に、国王と教皇の専制から自由民の人権と所有権を確立する過程を以下の著書によってたどる。この過程はまた近代の始まりと言われ、イギリスの産業革命（18世紀）とフランス革命（1789年）とさらにアメリカの独立宣言（1776年）などの重大な歴史の転機によって記憶される。これらは現代の人権思想と民主

主義の思想的基盤としてもしばしば言及される。またそれに至る思想家・哲学者をその著作とともに跡付けたい。カッコ内の年数は生年と、他の数字は該当書の出版年である。また文献のページ数は、和訳の参考文献による。

これら17、18、19世紀の思想家たちに学ぶことは、神と人間と科学・技術、政治・経済と統治、統治の危険と混乱、戦争の回避：国民・市民の知恵、人類の団結（世界の理解）を扱い、かつ提起していることである。

1. コーク、エドワード Edward COKE (1552～1634年) はスチュアート朝初期に絶対主義に対する抗争の勇士であった。上述のように、著書：*Institutes of the Laws of England* 1622 & 1644によって、マグナ・カルタ (1215、1225年) は、近代的な自由と人権の根拠を持つことを主張した。

2. ベーコン、フランシス Francis BACON (1561～1626年) は哲学者、政治家で、下記の**学問の進歩**などによって、学問を通して人間は自然に働きかけることができるが、そのためにはまず自然に従うべきであるとし、従来主流の演繹法よりは経験に基づく新しい帰納法を提唱した（西洋人名辞典 p1295）。

人間が社会を形成する以前の自然状態で持っていたはずの自然人権。神の絶対的能力と権利を、アダムとイブの生から自動的に、人類の指導者として神から選ばれた教皇や王に付与されると主張する父権説を、自然人権を立脚点として否定する。ここに近代の人権と所有権確立の基礎・根拠を見出した。

エリザベス女王1603年に死去の後、ベーコンを登用した英明なる新王ジェームズIに捧げる形式で書かれた彼の著書：**学問の進歩** *The Advancement of Learning* (1605年、参考文献1) は2巻から成る、全学問の革命的な体系化の目論見である。

第1巻：学問と知識とのすばらしさについて、A. 学問のこうむった不信と汚名の原因は、神学者の我執と嫉妬、政治家の苛酷と尊大、学者の運不運・習性・研究の性質、研究の不健全な状態などにあった。B. **学問のとうとさは、神の証言と人間の証拠を対峙する。人間の証拠**は、技術の発明、ひとの交わり、学問のある君主の統治する国家、個人の徳、心を支配する不死の力、幸運と栄達、快楽にある。第2巻は本書の4分の3を成す。人間の知力によって学問を3部門に分け、記憶による歴史、想像力による詩、理性による哲学。哲学はまた、第一哲学：形而上学、神に関する哲学、自然に関する哲学、人間に関する哲学：人文学。さらに神の啓示による学問の区分として (p353-375)、神に関する人間による学問も同じように区分ができるのは、啓示と経験は異なるが、人間の精神は同一だからである (p126)。

このようにベーコンは、よりよい王制をも宗教をも学問と啓示の領域で問い明かす。そして理性と啓示の可能性と限界を同時に述べ、ヨーロッパの大学間に知識の相互交換を勧め (p122)、この領域での更なる学問の発展を予告する。

形而上学によって、自然や神や人間が示す「より本源のあるいは普遍的な命題は多数あり多様である」ことを発見する。そのために、すでに発見された命題と未発見の命題の一覧表ができる (p152-156)。教育においては、知識（集積的）と知恵、精神と観相、伝達、身体と行動、社交・実務・統治によって、異なる領域の現象の「本源的な」水源、真の符合に到達する (p151-154; p184-352)。人間に関する哲学においても自然哲学においても、同一の現象を種々異なる観点から取り扱うことができることを念頭に、あるいは、

宗教と自然と統治のように異なる現象領域にも同一の本源に還元する原理がありうることを念頭に、知識の連続性と全体性を保存すべきである (p184 & p153-154)。自然哲学 (自然科学を含んでいる) においても、上述の既発見・未発見命題の一覧表をつくれば、さらなる学問の発展に有益である。

とにかくこの書自体が遺産であり、他に多くの人類の知的遺産とともに、その後の学問と社会の発展とに貢献したことに感動する。一読によってさらに感動し、さらに知恵を得ることができるのを実感する。

3. デカルト、ルネ Rene' DESCARTES (1596~1650年) 哲学者、数学者、自然科学者。**哲学原理** (1644年: デカルト48歳、参考文献6: ラテン語の原著十仏訳序論に相当する長文の書簡) はポヘミア王の第一王女エリザベートに捧げられている。哲学原理第一部: 人間認識の諸原理については、存在論、形而上学、第一哲学であり; 第二部: 物質的事物の諸原理については、自然学である。思惟する我を意識することを、これ以上疑う余地のない認識論と存在論の基盤にする (p7)。思惟あるいは精神の様態は、知性の認識と意志の働きである。判断にはこの認識と意志が必要である (p57)。意志の自由は自明である (p61)。「神についての我々の概念には、必然的に存在が含まれるから、神は存在すると結論される」 (p44)。精神と物体の実体とは、この神の存在によってのみ理解される。実体はその属性または性質によって認識される (p70)。感覚あるいは知覚することは、物体あるいは物質が存在することの根拠である (p95)。

デカルトの哲学原理第二部: 自然学 (p95-154) は、空間と物体 (固体と液体) の静止と運動について詳細に分析する。その運動についての自然の3法則と7規則を規定する (p125-141)。

哲学原理の前に、デカルトは初めての出版として**方法序説** (1637年、参考文献7) を著したことに言及する。またスピノザ Baruch SPINOZA (1632~1677年) によるデカルトの**哲学原理**もある。

フッサール、エドムンド Edmund HUSSERL (1859~1938、ドイツ・チェコスロバキア) 超越論的現象学の哲学者: デカルトの**哲学原理**は、フッサールの著書**デカルト的省察** (1977 & 1950年、参考文献16) によって、全く新しい観点: 5つの省察によって検証され、フッサール自身の超越論的現象学 (新デカルト主義) へと展開されている。序論: デカルトの省察は哲学的な自己反省の原型である。すなわち、デカルトの我思惟するエゴ・コギトは哲学の時代を画した点で高く評価される。しかし、基礎の不明瞭な素朴な客観主義から、超越論的な主観主義に向かって (p22)、哲学を根本的に新しく始める、すなわち「第一哲学についての省察を始める」必要がある。第1省察: デカルトの心理的な自我から超越論的な (あるいは先験的) 我への道を明示する必要がある。第2省察: 超越論的な経験の場を、その普遍的構造にしたがって開示する。それは、我を「世界内部の超越的な主観性」の外に置き (p60、独我論的でも主観論でもなく間主観的である)、超越論的な自己経験の広大な領土を遍歴できる。そして、超越論的な経験を批判的に吟味する。それにもとづいて超越論的な認識一般を批判的に吟味する (p63)。第3省察: 「理性」と「現実」を「構成して」「超越的現象学」に到達し、「従来の存在論を超える道」が開ける。第4省察: 再び超越的私の構成は、単子論モノドロギー的に (cf、ライプニッツ) 間主観的になされる。第5省察: 超越的な存在の場をモノド (ライプニッツの豊かな具体性にお

いて捉えられた我)の間主観性としてあらわにする。こうして、高次の段階の構成として異文化の問題から、形而上学の問題にまで連なる超越論的現象学の道が描かれる(訳者解説 p364)。

4. 4人の科学者：コペルニクス、ガリレイ、ケプラー、ニュートン

上述の哲学の一部としての自然哲学は、数学、天文学、物理学、化学の領域での理論、実験、観察による発展を触発し、翻ってさらなる哲学は自然科学によって強化され触発された。しかし、人類の遺産を成す彼らの輝かしい功績とは裏腹に、宗教迫害の形をとる時代の限界、不運、斬新さ故の無理解に悩まされた場合も少なくない。

コペルニクス、ニコラウス Nicolaus COPERNICUS (1473~1543年、ポーランド) 天文学者、神学者。彼の地動説は、**天体の回転**について*De revolutionibus orbium coelestium* 6巻(1543年)によって公表された。ガリレイ、ケプラー、ニュートンの研究によって支持され、また18世紀末の恒星視差の測定によって実証された。しかし天体の回転は1616年に、カトリック教会の禁書目録にのせられ、解除されたのは1822年であった(西洋人名辞典 p540)。

ガリレイ、ガリレオ Glileo GALILEI (1564~1642年、イタリア) 物理学者、天文学者、数学者。望遠鏡の発明(1609年)、木星の衛星を発見(1610年)、**二大天体系対話***Dialogo sopra i due massimi sistemi del mondo* (1632年)、**新科学対話***Discorsie dimonstrazioni matematiche intorno a due nuove scienze* (1636年)を出版。科学研究法として、数学的法則と経験的事実の数量的分析を適用した点から、近代自然科学の祖と言われる(西洋人名辞典 p364)。しかしその斬新な理論の故に、地動説の放棄を命ずる宗教裁判(1616年)と幽閉の迫害を受けた。それでも地球は動くとの発言は伝説であるらしいが、宗教権威の迫害に効する信念の吐露として真実味がある。

ケプラー、ヨハネス Johannes KEPLER (1571~1630年、ドイツ) 天文学者：観測によって惑星の軌道形と運動法則：ケプラーの3法則を発見、ニュートンの万有引力発見の基礎となった。主著：*Astronomia nova* (1609年)、*Harmonices mundi* (1619年)、*Tabulae Rudolphae* (1627年)。しかしこの功績とは裏腹に、宗教的迫害と度重なる転居と家族の喪失、貧乏と不幸に悩まされた。(西洋人名辞典 p507)。私たち人類は、その多大な功績の恩恵のみを記憶するのであろうか。個人の天才と天才と同時代人群の主張群の力、いわば時代精神の基盤をも想起する。

ニュートン、アイザーク Isaac NEWTON (1643~1727年、イギリス) 物理学者、天文学者、数学者、理神論神学者。無限級数と二項定理(1664年)、流分法・微積分法：**自然哲学の数学的原理***Philosophiae naturalis principia mathematica* (1687年)、万有引力：*Optics or a treatise of the reflection, refractions, inflections and colours of light* (1704年、西洋人名辞典 p967)。

5. モンテスキュー、シャルル・ルイ・ドゥ・セコンダ Charles Louis de Secondat, Baron de la Bre'de et de MONTESQUIEU (1689~1755年) 哲学者、政治学者。**法の精神**(1648年、参考文献4B)によって、その著名の通り、具体的な法律の性格と内容を論じるよりは、法(法律あるいは法則)はどこに、なぜ、どのようにして存在するのかを5部(原書訳書とも3巻)にわたって論述する。上巻は2部、下巻は第3~6部。下記はその概略である。

第1部は8編から成る。第1編：法律一般について、法律は、人間や自然や神などさま

さまざまな存在と原始理性との間にある諸関係であり、また、これらのさまざまな存在相互間の諸関係である (p39)。法律あるいは諸規則 *re'gles* は、恒常的に確立された一つの関係である。存在の動きは多様性をあらわすが、多様性は一様性 *uniformite'* である。また、それぞれの変化は恒常 *constance* である (p40)。人間は自然的存在としては、他の物体と同様に、普遍の法律に支配される (p43)。その状態では、人間は争わず、平等と平和が第一の自然的法律である (p45)。実定的法律は、人間が社会生活を始めるところに存在する、平等は終わり、社会の利益を利己的に向けようとするので、戦争状態が始まる (p45)。2種類の法律は、公民・万民法 *droit des gens* あるいは国政の法 *droit politique* と公民法 *droit civil* である。社会は個々の力で構成され、個々の力すべての結合が国家状態 *etat politique* を形成し、個々の力はすべての意志を結集して、その結合が公民状態 *etat civil* となる。第2編：3種の政体は、共和政体・民主政、君主政体・貴族性、専制国家で、それぞれの政体の本性に呼応する法律の原理がある。第4編：教育に関する法律は3種の政体の原理に呼応している。第5編：立法者が制定する法律は、政体の原理に呼応するべきである。民主政の法律は、徳、愛国、平等と質素、その他の手段に支配される。第6編：民事、刑事、裁判、刑罰との政体の原理。第7編：奢侈禁止、婦人の地位・行政と3政体の原理。第8編：3政体の原理の腐敗とその防止。

第2部は9～13編から成る。第9～10編：防衛力、攻撃力との関係における法律。第11～12編：国政あるいは公民との関係における政治的自由を形成する法律の条件。第13編：貢租の徴収と自由の関係。貢租の性質は政体と相関関係である。自由は政体の穏健度に比例し、貢租の重みに比例する。ほとんどの共和国では、公民は自分自身に支払うと信じられるから、貢租を増やすことができる。

第3部：風土、土地、奴隷制、国民の精神性と生活様式の諸原理と法律の関係。第4部：商業、貨幣使用、住民の数と法律の関係。

上述のように、**法の精神**の出版によって、政体の原理とそれに相関する法律の条件が包括的に説明された。3政体の原理、自由、平等、貢租、教育、防衛力あるいは攻撃力、風土など文化的条件と法律との関係が提示された。ここに更なる法律整備の可能性が開けると同時に、政体と法律の選択をも助ける道が開かれた。

6. ホッブス、トマス Thomas HOBBS (1588～1679年) 政治思想家。**哲学者と法学徒との対話** — **イングランドのコモン・ローをめぐる** (1681&1750年、参考文献4) は、民主主義の勇敢な闘志と晩年の著作で、死後に出版された。法学徒としての彼と哲学者との間に時代を超えた対話の形式で、理性の法、主権 (国王・貴族院・庶民院が構成するイングランド議会にある)、国王・裁判官、裁判所、死刑、異端、教皇尊信罪、刑罰、恩赦、所有の10点に関する彼の主張と論点を明示した。

7. ロック、ジョン John LOCKE (1632～1704年) 経験主義哲学者、政治思想家。**Two Treatises of Government 市民政府論** (1690年、参考文献3) は、市民政府の起源、範囲、目的を論述、市民政府の起源は、人間と社会の自然状態、戦争状態、奴隷と所有権、政治社会、市民社会への発展を通して帰結される。第9章：市民政府の目的は、所有の保護、防衛、人民の平和安全、公共の福祉である。政府の統治は、人民に公布公知され確立した永続法による (p132)。

8. ペイン、トマス Thomas PAINE (1737～1809年) は、文筆、学芸、技術、政治蓄財

に多才を発揮した。**人間の権利** (1971—1972年、参考文献11) の出版は、フランス革命とアメリカ独立の直後である。第3章：権利の本質と起源によって、自然権として人間は平等な権利、市民権を持ち、人類の一体性を有する。政府の形成は社会ないしは社会契約から、支配者と被支配者のあいだに結ばれる契約によって発生する (p72—73)。彼もこの著作で、他の著者と同様に、先人と同時代の思想家たちの業績に敬意を表し、国境を越え歴史をつなぐ知的連帯を表明する。

9. ミル、ジョン・ストゥアート **John Stuart MILL** (1806—1873年) 哲学者、経済学者。父 **James MILL** (1773—1836年) は靴屋の子であり哲学者、経済学者であった。長子のジョン・ストゥアートはその父から天才教育を受け、17歳で東インド会社の社員になり1858年に会社が解散するまで35年間在職した。晩年に下院議員として選挙権拡張に尽力した (西洋人名辞典 p1495)。主著**自由論** (1859年、参考文献5)：第1章で、市民的・社会的自由と権利、その政治的な反映である民主共和国、第2章：思想と言論の自由、第3章：幸福の諸要素としての個性、第4章：個人を支配する社会の権威の限界を規定する。

10. ルソー、ジャン・ジャック **Jean-Jacque ROUSSEAU** (1712—1778年) 作家、思想家。ジュネーヴ共和国にて出生時に母と死別。10歳で父失踪、徒弟奉公中16歳で失踪、ヴァランス婦人の庇護と感化を受け敬愛した。その間に音楽を学び自学で教養をつくった。1742年からパリで音楽評論と創作オペラを試みた。アカデミー懸賞論文：**学問・芸術論** (1750年) で、文化・文明の発達は道德の墜落と並行するとの、文明批判で論壇に衝撃を与えた (西洋人名辞典 p1677)。**人間不平等起源論** (1755年、参考文献8、9、10)、**社会契約論** (1762年)、**人間的自由の本質** (1809 & 1911年) によって、本源的な自由と危機、不平等の起源を自然と社会の両方に求め、社会契約に基づく近代民主主義の原理を説いた。1762年にはエミール *Emile ou l'Education* を出版し、教育による自然な人間性の回復を主張した。

11. コンドルセ、マルキス・ド **Marie-Jean-Antoine Nicolas Caritat Marquis de CONDORCET** (1743—1794年) 数学者、哲学者、政治家。フランス革命議会議員 (1791年)、立法議会教育委員、国民議会憲法委員。ジロンド党運動の理由で政府に反対し死刑宣告を受けた (1793年)。多分私の住居の近くだと言われているコンドルセ街に、8ヶ月間の隠棲中に執筆した遺著が**人間精神進歩史 1—2部** (1793—1794年、参考文献10B) で、歴史的進展をあとづけ、未来のさらなる進歩を展望する。その人間精神進歩の条件は、社会的平等と自由と教育の進展である。**フランス革命期の公教育論** (1743年、参考文献10B) は、フランス革命中の公教育の全般的組織に関する報告と法案など12点の収録である。

12. カント、イマヌエル (1724—1804年) の**永遠平和のために** (1795年、参考文献11B) は、世界的に国家間が永遠平和を維持する条件を、予備条項と確定条項の2段で列記する。フランス革命後の1795年にフランスとプロイセンの間で交わされたバーゼル平和条約が (現に10年後には交戦)、単なる休戦条約であったことを批判して、永遠平和の条件を空想論・理想論ではなく、具体的、政治的に実務政治家に向けて提示した (解説 p126)。ルソーのサン・ピエールの**永遠平和論抜粋** (1761年) が参照されたであろう。

第2章の確定条項には、(1) 国家の市民体制は共和的であるべきこと、(2) 国際法は、自由な諸国家の連合制度に基礎を置くべきこと、(3) 世界市民が普遍的な友好をもたらす諸条件に制約されるべきこと。単なる**理性の限界内**における宗教の出版の理由で、1794年に

宗教に関する講義と著述を禁止された著者は、発言の自由と公表性に関する要求を付帯している。

IV. 結論と研究の将来展望

この小研究によって、人類の遺産の思想的基盤が試論として明示された（上記Ⅱ）。これを補強する思想的基盤が上記に参照した出版物に確認された（上記Ⅲ）。

学問の発達史と、方法論について貴重な指摘を確認した。これは哲学や人文学のみならず、数学や物理学の分野にも共通するものとして、いわば論理の組み立てと検証の方法、あるいはまた方法論として、確認された。これらの先人達は、問題提起の入り口の選択と、その学問分野の一般傾向を少し縦断するだけで、気づく重要な問題を解明する鍵が得られることを指摘し、このことを認識させてくれた（注5）。これはいわば時代と文化をこえた普遍性であろうと認識しておく。いずれも文化学 of 構築に有用であると考えている。

この小研究は、大層スケッチである。資料の選択も論理性を欠く。また、キーワード群の論理的関連を更に明示する必要がある：人類の遺産、人権、文化、価値、倫理、哲学・思想、哲学と科学、法律、民主主義政体、平等・自由、国際交流・協力、国際連合。この小論は、私の最近（2000－2003年始め）の研究と活動を踏まえながらも、次ぎの2003－2008年の、文化学と文化安全保障についての試論展開へ向けてさらなる研究の足がかりとなればと望む。人類の遺産に関わるようになった1965年から38年経った。

注1. UNESCO General Conference Resolutions Doc 30/41：将来世代に対する現代世代の責務に関する世界宣言。

注2. 主な参考文献を列記した。これらは、現代廉価文庫本の和訳本である。1950－1960年代のものと比べても、読解しやすく出来ている。訳者と出版社に敬意。専ら時間制約のため、私の選択には偏りがある。今後改善に努める。

注3. 人類の遺産と戦争の記憶 記憶の比較文化論 柏書房 2003

注4. これらの国際NGOは、自然と環境IUCN、古文書ICOM、博物館ICOM、遺跡史跡ICOMOS、造園IFLA、図書館などIFLA、国際赤十字ICRCなどの、世界的な協議会である。またユネスコによって設立された政府間国際機構ICCROMや、私法標準化国際研究所UNIDROITなども、重要な外部協力者パートナーである。これらの国際機構・組織は、ユネスコに対して勧告し、専門的と外交分野で具体的に支援する法人としてのステイタスをもっている。私は1985年以来ICOMOSの委員である。また1965年にICOMOSの世界学生会議の日本委員長を勤め、遺産の保護と調和のある環境の整備を訴えた。その一つの成果は、1998年に世界遺産に登録された平城京跡の保存や古都保存法の成立と規を一にした。

注5. ジョン・デューウィ（1920年、参考文献20B）やポアンカレ（1908年、参考文献18）はこの点を的確に指摘している（年数は参考文献の発刊年）。その他に、次ぎの参考文献があげられる。アインシュタイン（1905年、参考文献19）、マクス・ウェーヴァー（1910年、参考文献21）、トレルチ（1913年、参考文献17）、イエーリング（1894年、参考文献12）、シェリング（1809年、参考文献14）、ケルゼン（1929

年、参考文献13)、ハイデガー (1927年、参考文献20)、ベルグソン (1809年、参考文献15)。

参考文献

1. *The Advancement of Learning*, Francis Bacon (1605), ed. by William Aldis Wright, 5th ed. Oxford at the Clarendon Press, 1868 & 1926 : 学問の進歩 ベーコン著、服部栄治郎・多田英次訳、岩波文庫・青 617 - 1, 1974 & 2001, ISBN4 - 00336171 - 7, pp396.
2. *Institutes of the Laws of England*, Edward Coke (1628-1644) : マグナカルタ (1215 & 1225) 人権宣言集 (p35参照)、岩波文庫・白 1 - 1, 1957 & 2000, ISBN4 - 00 - 340011 - 9, pp424.
3. *Two Treatises of Government* John Locke (1632~1704) 1690 : 市民政府論 ロック著、鶴飼信成訳、岩波文庫・青 7 - 7, 1968 & 1999, ISBN4 - 00 - 340077 - 1, pp253.
4. *A Dialogue Between A Philosopher And A Student of The Common Law of England* Thomas Hobbes (1588~1679) 1681 & 1750 : 哲学者と法学徒との対話 ホッブス著、田中浩・重森臣広・荒井明訳、岩波文庫・白 4 - 5, 2002, ISBN4 - 00 - 34004503, pp305.
- 4B. *DE L'ESPRIT DES LOIS ou du rapport que les lois doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les moeurs, le climat, la religion, le climat, la religion, le commerce, etc. a'quoi l'auteur a ajoute' des recherches nouvelles sur les lois romaines touchant les successions, sur les lois francaises et sur les lois fe'odales*, Montesquieu (1689-1755) 1748 & 1755 & 1851 : 法の精神 (上・中・下) モンテスキュー著、野田良之他訳、岩波文庫・白 5 - 1, 1989 & 1991, ISBN4 - 00 - 340051 - 8, pp463 (上のみ)
5. *On Liberty* John Stuart Mill (1806~1873), 1859 : 自由論 J.S.ミル著、塩尻公明・木村健康訳、岩波文庫・白 116 - 6, 1971 & 2001, ISBN4 - 00 - 341166 - 8, pp288.
(cf. Jeremy Bentham 1748~1832; James Mill 1773~1836 ; 明治初期の自由民権運動、河合栄次郎1921/1938/1944 ; 塩尻公明1948/1969 ; 木村健康1970 ; 岩波・吉野源三郎)
6. *Principorum Philosophiae pars Prima & pars secunda; Lettre de l'auteur a'celui qui a traduit le livre, laquelle peut ici servir de Pre'face*, Renati Des Cartes (1596~1650), アダン・タヌリ版全集第八・九巻、1644 : 哲学原理 デカルト著、桂寿一訳、岩波文庫・青 613-3, 1964 & 2001, ISBN4-00-336133-4, pp180.
7. *Discours de la me'thode: Discours de la me'thode pour bien conduire sa raizon, & Chercher la ve'rite'dans les sciences. Plus la Dioptrique, les Me'teores et la Ge'ome'trie, qui sont des essais de cette me'thode*, Rene'Descartes, ライデン・ヤン・マイル、1637 : 方法序説 デカルト著、谷川多佳子訳、岩波文庫・青 613 - 1, 1997 & 2002, ISBN4 - 00 -

336131 - 8, pp137.

8. *Discours sur l'origine et les fondements de l'inegalite' parmi les homes* Jean - Jacques Rousseau (1712~1778), (Marc - Michel Rey 1755 & Moulto-Du Peyrou 1770); C.E. Vaughan *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau*, 1915, reprinted 1962 : 人間不平等起源論 ルソー著、本田喜代治・平岡昇訳、岩波文庫・青 623 - 2, 1993 & 2002, ISBN4 - 00 - 336232 - 2, pp282.
9. *Du contrat social* Jean-Jacques Rousseau (1712~1778), 1762 (C.E. Vaughan *The Political Writings of Jean-Jacques Rousseau, with Introduction and Notes*, Cambridge, 1915, 2 vols.) : 社会契約論 ルソー著、桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫・青 623 - 3, 1954 & 1998¥, ISBN4 - 00 - 336233 - 0, pp246.
10. *Philosophische Untersuchungen ueber das Wesen der Menschlichen Freiheit* F.W.J.V. Schelling (1775~1854), (Felix Meiner - Otto Weiss 1809 & 1911) : 人間的自由の本質 ルソー著、西谷啓治訳、岩波文庫・青 631 - 2, 1951 & 2002, ISBN4 - 00 - 336312-4, pp206.
- 10B. フランス革命期の公教育論 コンドルセ著、坂上孝編訳、岩波文庫・青 701 - 1 , 2002, ISBN4 - 00 - 337011 - 2, pp460+11.
- 10C. 人間精神進歩史 コンドルセ著、渡辺誠訳、岩波文庫・青 702 - 2 & 3, 1951 & 2002, ISBN4 - 00 - 337023 - 6 & 8, pp386+287.
11. *Rights of Man* Thomas Paine(1791 & 1792) : 人間の権利 トマス・ペイン著、西川正身訳、岩波文庫・白 106 - 2, 1971 & 1999, ISBN4 - 00 - 341062 - 9, pp432.
12. *Der Kampf um's Recht* Rudolf von Jhering (1818~1892), 1894 : 権利のための闘争 イェーリング著、村上淳一訳、岩波文庫・白 131 - 1, 1982 & 2002, ISBN4 - 00 - 340131 - X, pp150.
13. *Vom Wesen und Wert der Demokratie* Hans Kelsen (1881~1973), 1929 : デモクラシーの本質と価値 ケルゼン著、西島芳二訳、岩波文庫・白 16 - 1, 1948 & 2002, ISBN4 - 00 - 340161-1, pp157.
14. *Philosophische Untersuchungen Ueber Das Wesen Der Menschlichen Freiheit* Friedrich Wilhelm Joseph von SELLING (1775~1854) 1809 : 人間的自由の本質 シェリング著、西谷啓治訳、岩波文庫・青 631 - 1 1951 & 2002, ISBN4 - 00-336312 - 4, pp206.
15. *Essai sur les donne'es imme'diates* Henri Bergson (1859~1941), 1889 : 時間と自由 ベルグソン著、中村文郎訳、岩波文庫・青 645 - 9, 2002, ISBN4 - 00 - 336459 - 7, pp311.

16. *Cartesianische Meditationen - Eine Einleitung in die Phaenomenologie* Edmund Husserl (1859~1938), 1977 & 1950 : デカルト的省察 フッサール著、浜渦辰二訳、岩波文庫・青 643 - 3, 2001, ISBN4 - 00 - 336433 - 3, pp390.

17. *Renaissance und Reformation (1913); Die Aufklaerung (1897); Das Verhaeltnis des Protestantismus zur Kulture* Ernst Troeltsch (1865~1923) ルネサンスと宗教改革 トレルチ著、内田芳明訳、岩波文庫・青417 - 1, 1959 & 2001, ISBN4 - 00 - 334171 - 6, pp202.

17B. フランス・ルネサンスの人々 渡辺一夫著、岩波文庫・青 188 - 1, 1992 & 2002, ISBN4 00 - 331881 - 1, pp377.

17C. *Quatre-vingt-neuf* Gerges Lefebvre 1939 : 1789年 —フランス革命 ルフェーヴル著、高橋幸八郎訳、岩波文庫・青 476 - 1, 1998, ISBN4 - 00 - 334761 - 7, pp384.

17D. *Zum Ewigen Frieden* Immanuel Kant 1795 : 永遠平和のために カント著、宇都宮芳明訳、岩波文庫・青 625 - 9, 1985 & 191997, ISBN4 - 00 - 336259 - 4, pp138.

18. *Science et methode* Henri Poincare' 1908 : 科学と方法 ポアンカレ著、吉田洋一訳、岩波文庫・青 902 - 2, 1927 & 1953 & 2002, ISBN4 - 00 - 339022 - 9, pp321.

19. *Zur Elektrodyanmik bewegter Koerper* Aisak Einstein (1879-1955) 1905 : 相対性理論—動いている物体の電気力学 アインシュタイン著、内田芳明訳、岩波文庫・青 934 - 1, 1988 & 1996, ISBN4 - 00 - 339341 - 4, pp187.

20. *Sein und Zeit* Martin Heidegger (1889~1976) 1927 : 存在と時間 ハイデガー著、桑木務訳、岩波文庫・青 651 - 1, 1960 & 2002, ISBN4 - 00-336511 - 9, pp314 (上 : 3巻のうち)

20B. *Reconstruction of Philosophy* John Dewey (1859 - 1952) 1920 : 哲学の改造 ジョン・デューワイ著、清水幾太郎・清水禮子訳、岩波文庫・青 652 - 1, 1968 & 1990, ISBN4 - 00 - 336521 - 6, pp188.

20C. *The School and Society* John Dewey (1859-1952) 1915 : 学校と社会 ジョン・デューワイ著、宮原誠一訳、岩波文庫・青 652 - 2, 1957 & 2002, ISBN4-00 - 336522 - 4, pp190.

21. *Die Protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus* Max Weber 1910 : プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 マックス・ヴェーバー著、大塚久雄訳、岩波文庫・白 209 - 3, 1989 & 1997, ISBN4 - 00 - 342093 - 4, pp436.

21B. UNESCO Declaration, Doc 31C/Resolution 41, 2001
and UN/UNESCO Convention on Children's Rights 1989 : 児童の権利条約

22. *Cultural Diversity and Heritage - Symposium Report - International Symposium in Commemoration of the 50th Anniversary of the Japanese Law for the Protection of Cultural Properties 2000*, ed. by Hideo Noguchi, Japan National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo, 2000, pp322.

23. - 1 UN Declaration on Universal Human Rights 1948
and - 2 Other Related Conventions and Covenants on Human Right;

- 3 六法全書Ⅱ 平井宣雄他編、有斐閣、2001；

- 4 解説教育六法2001 姉崎洋一他編、三省堂、2001

23B. *Basic Facts about the United Nations* The United Nations Information Centre 1998 :
国際連合の基礎知識 国際連語広報センター監訳、(財)世界の動き社、1999、ISBN4 - 88112 - 824 - 8 pp446.

24. *Commentarii de Bello Gallico* Julius Caesar (c. 102~44BC) 59 - 51BC : ガリア戦記 カ
エサル著、近山金次訳、岩波文庫・青 407 - 1, 1942 & 2003, ISBN 4 - 00 - 334071 - X, pp320.

25. 別冊ジュリス No.156国際法判例百選 山本草二他編解説、有斐閣、2001, ISBN4 - 641 - 11456 - 0, pp232.

26. *The Ethics of Life*, ed. by György Adam et al, UNESCO, 1997, ISBN92 - 3 - 10322-7
pp238.

27. *Birth of a Civilization*, ed. by Yves Brunsvick and Andre' Danzn, UNESCO, 1999, ISBN
92 - 3 - 103503 - 7 pp111.

28. 文化遺産の保存と国際協力 高野靖、風響社、1995、ISBN4-938718 - 54 - 5 pp633+85.

29. 後世への最大遺物 1894とデンマーク国の話 — 信仰と樹木とによって国を救いし
話 1911、内村鑑三著、岩波文庫・白 209 - 3, 1946 & 2000, ISBN4 - 00-331194 - 9, pp111.

30. - 1. 国際条約集 2003 大沼保昭 藤田久一、有斐閣、2003 ISBN4 - 641 - 00133 - 2
pp861.

- 2. *World Development Report 2000/2001 - Attaching Poverty* The World Bank、2001 : 世
界の人口 第2版 杉原高嶺・水上千之他訳、2003 ISBN4 - 634 - 64830 - X pp256.

- 3. 世界開発報告 — 貧困との闘い 2000・2001、西川順監訳 五十嵐友子訳、世界銀
行、Springer TOKYO、2002、ISBN4 - 431 - 70796 - 4 pp591.

- 4. 現代国際法講義 第2版 杉原高嶺・水上千之他、有斐閣、2000、ISBN4 - 641 - 0459
8 - 4 PP493+7.

- 5. 文化と不平等 社会学的アプローチ 宮島喬、有斐閣、2001、ISBN4 - 641 - 07612 - X

PP294+7.

- 6. *Understanding International Conflicts - An Introduction to Theory and History* Joseph Nye Longman 2000 : 国際紛争 理論と歴史 ジョセフ・S・ナイ、有斐閣、2001、ISBN4 - 87791 - 125 - 1 pp279.
- 7. 国際社会の新たな脅威と国連、日本国際連合学会編、国際書院、2003、ISBN4 - 634 - 64830 - X pp256.
- 8. 国際関係論を超えて — トランスナショナル関係論の新次元 芳川元編、山川出版社、2003、ISBN4 - 634 - 64830 - X pp256.
- 9. 国際関係 — 専門科目別問題集 高瀬淳一著、実務教育出版、2003、ISBN4 - 7889 - 7664 - 1 pp238.